

報告第1号 新規デマンド交通実証運行事業における鮫川村地域公共交通協議
会運營業務委託業者の決定について

- 1 開札件名 鮫川村デマンド交通実証運行事業における
鮫川村地域公共交通協議会運營業務委託
- 2 開札月日 令和5年6月6日（火）
- 3 開札場所 鮫川村役場1階 副村長席上
- 4 入札方法 指名競争入札
- 5 指名業者 株式会社ケー・シー・エス福島営業所 所長 岡田 和哉
ランドブレイン株式会社郡山営業所 事務所長 黒川 朋広
株式会社国際開発コンサルタント福島事務所 所長 横山 清史
- 6 予 算 額 9,196,000円（8,360,000円×1.1円）
- 7 落 札 額 9,185,000円（8,350,000円×1.1円）
- 8 落 札 者 株式会社ケー・シー・エス福島営業所 所長 岡田 和哉
- 9 委託期間 令和5年6月20日から令和6年3月29日まで

令和 5 年度鮫川村地域公共交通協議会運営業務委託仕様書

1. 委託業務名称

新規デマンド交通実証運行事業における鮫川村地域公共交通協議会運営業務委託

2. 業務の背景及び目的

鮫川村の生活交通における現状及び地域特性

【地域特性】

- ・ 鮫川村の現在人口は 2,989 人(令和 5 年 4 月 1 日)であり、高齢化率は約 41.9% (令和 5 年 4 月 1 日) と県平均よりは高く今後さらに上昇していくことが想定される。
- ・ 鮫川村は、村の中心部を南北に貫く国道 349 号沿いに村役場・診療所・商業施設等が立地・集積し、居住地は放射線状に分散しているため、低密分散型の都市が形成されている。

【交通特性】

- ・ 鮫川村のバス交通は、福島交通(株)に運行を委託している路線バス 2 路線、村営バス「あおぞら号」路線、スクールバスが 6 路線運行している。福島交通(株)に委託している路線は、赤字路線である。

【鮫川村地域公共交通計画】

- ・ 鮫川村における地域特性や地域公共交通の現状、課題等を踏まえ、地域が目指す将来像を実現する上で地域公共交通の果たすべき役割を明らかにするとともに、地域住民の生活と移動を支援し、かつ、持続可能な地域公共交通を実現するため、令和 4 年度に鮫川村地域公共交通計画を策定した。

これらの背景を踏まえ本業務は、現状、公共交通が運行していない村内各地域を対象に、村役場をはじめとした地域拠点へのアクセス向上を図るとともに、地域間交通への乗り継ぎや利便性の向上を図ることを目的とした新規交通を運行する。

新規交通については、幹線道路以外の道路に対応したワゴン車両を用い、利用者の予約に応じ、ドアツードアで運行するデマンド方式による運行を基本とし、運行方法や地域の詳細なニーズを確認、検証、反映の上、

本格運行に繋げるための実証運行を行うものである。

3. 対象地域

業務の対象地域は、鮫川村全域とする。

4. 委託業務内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。

①デマンド交通運行計画の作成支援

- ・関係者ヒアリング 1 回

地域公共交通に関わる各担当部署、交通事業者、高校、病院、商業施設等の主要な関係機関を対象に訪問ヒアリング調査を実施し、地域公共交通の利用状況や問題点、改善の必要性などを把握する。

- ・運行方式、運行内容の検討
- ・事業採算性の検証
- ・運行に関する目標値や評価指標の設定

②鮫川村新規交通サービスの実証運行に向けた事前準備

- ・実証運行の許可申請支援
- ・実証運行に向けたシステム構築の支援
- ・実証運行の地域への周知 PR の支援

③実証運行開始後のフォローアップ調査

- ・運行後の利用状況の把握
- ・運行後の各種アンケート、ヒアリングの実施

実証したデマンド交通の問題点・課題、満足度及び改善ニーズや今後の新しいシステム導入のあり方を把握するためのアンケート調査及び集計を実施する。調査は、全世帯を対象とし、1,057 票配布（回収率 30%想定）とする。

- ・評価、検証の実施及び運行計画の見直し

④地域公共交通の課題の整理

前述のデマンド交通実証事業等の結果を踏まえて、現状と今後に向けた地域公共交通に関わる課題を整理し、村に対し適切なアドバイスを実施する。

⑤地域公共交通会議等の運営支援

鮫川村地域公共交通計画に基づく関係機関の意見の集約及び各種事業実施に係る合意形成のために、鮫川村地域公共交通協議会を開催する。運営支援として、会議資料の作成、会議での説明、議事録作成など必要な支援を行う。協議会の運営支援は 3 回程度を予定。

⑥報告書作成

⑦打合せ協議 4 回程度

デマンド交通の打合せ

⑧鮫川村地域公共交通計画の目標に対する成果指標の検証

5. 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するため、着手時、中間時、最終納品時の計3回、打合せ協議を行う

6. 業務の履行期間

本業務の履行期間は、契約の日から令和6年3月29日（金）まで

7. 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、作業の手順及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

8. 成果品

本業務の成果品については以下のとおりとする。

- ・業務報告書 2部
- ・電子記録媒体（CD-R等） 一式

9. その他

この仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受託者が協議して定める。

報告第2号 令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金の交付決定について

- 1 補助金名 令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金
- 2 交付申請額 5,000,000円
- 3 交付決定額 3,229,735円（申請額の64.5947%）

福島県指令生環第328号

東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5

鮫川村地域公共交通協議会

東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5

会長 鈴木 大介

令和5年4月21日付け5村第51号で申請のあった令和5年度福島県地域公共交通活性化事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）第5条第1項及び福島県地域公共交通活性化事業補助金交付要綱の規定により、金3,229,735円を交付します。

令和5年5月11日

福島県知事 内堀 雅雄



議案第 1 号 新規デマンド交通実証運行計画（案）について

協議事項

①運行エリアについて

②運行形態について

③共通乗降場について

④運賃の差別化について

⑤車両について

⑥村外からの来訪者について